

〈法務研修セミナー 第47回報告〉

自治体が町内会長に住民の「世帯構成簿」を交付することの 適否：福岡地裁平成27年1月26日判決を素材として

中京大学法科大学院 教授・法学博士

皆川 治 廣

1. はじめに
2. 福岡地裁平成27年1月26日判決
 - (1) 事案の概要
 - (2) 判旨事項
3. 個人情報の外部提供
 - (1) 原則論：外部提供の制限
 - ① 個人情報の外部提供
 - ② 個人情報の保護
 - (2) 例外論：外部提供の許容性
 - ① 本人の同意に基づく場合
 - ② その他の場合
4. 本件個人情報の外部提供中止請求
 - (1) 「外部提供が所掌事務の遂行に必要な場合」に該当するか
 - ① 町内会長の委嘱事務
 - ② 外部提供の裁量判断適合性
 - ③ 外部提供の民主的正当性
 - (2) 「外部提供が本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合」に該当するか
 - ① 町内会長の守秘義務
 - ② 情報受領者としての町内会長の責務
5. 本件個人情報の利用中止請求・消去請求
 - (1) 本件個人情報の利用中止請求
 - (2) 本件個人情報の消去請求
6. おわりに

1. はじめに

国や自治体による個人情報の外部提供（第三者提供）に関しては、プライバシー侵害などを理由として、国家賠償請求訴訟で争われることが多い。⁽¹⁾ こういった国家賠償請求訴訟と相違し本件事例は、世帯構成簿及び転入・転出等に係る個人情報の利用中止請求及び外部提供中止請求、そして、当該個人情報の消去請求に係る各拒否決定が、行政事件訴訟の取消訴訟という形で争われたものである。過去には、個人情報の利用中止請求や削除請求の拒否決定が、取消訴訟という形で争われた事例も存在するが⁽²⁾、本件事例では、外部提供中止請求に係る拒否決定が取消訴訟で争われている点に特徴を有する。

2. 福岡地裁平成27年1月26日判決⁽³⁾

(1) 事案の概要

福岡県志免町の住民である原告Xは、「志免町個人情報保護条例」（以下、「本件条例」という。）の第27条1項に基づいて、同町長である被告Y（「処分行政庁」であり、本件条例にいう「実施機関」に該当する。）に対し、(A) 本件個人情報（世帯構成簿の取扱いに伴う住所、世帯主並びに世帯員の氏名、性別及び生年月日、転入・転出等住民基本台帳に係る個人情報）を町内会長に供する目的⁽⁵⁾で利用することの中止請求、本件個人情報を町内会長に提供することの中止請求を行った。また、(B) 甲町内会長（Xが居住している町内会の会長）が保有している本件個人情報の消去請求を行った。Yは、Xに対し、(A) の各請求を認めない内容の決定（本件各棄却決定）をし、また、(B) については、請求を却下する旨の決定（本件却下決定）を行った。そこで、Xは、本件各棄却決定及び本件却下決定の取消しを求めて出訴するに至った。

(2) 判旨事項⁽⁶⁾

(A) について・「本件条例第7条1項は、実施機関が個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することを禁止した上、同条項各号に定める場合を上記禁止の除外事由と定め、同条項5号において、『目的外利用又は外部提供する場合で、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき』を除外している。前提事実によれば、処分行政庁（実施機関）は、町内会長の委嘱事務の遂行のために、地域交流課（平成26年2月頃以降は総務課。以下同じ。）を通じて甲町内会長に本件個人情報を提供したものと認められるところ」、(a) 「町内会長への委嘱事務（前提事実（2）イ）の内容及び性質に照らせば、当該町内会に属する者の転入・転出等住民基本台帳に係る個人情報の提供を受けてこれを保有することが所掌事務の遂行に必要であることは優に認められ」、また、(b) 「町内会長が職務上の秘密保持義務

を負っていること（本件委嘱規則第8条）にも照らせば、町内会長に上記個人情報を提供したとしても、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないものと認められる。』、従って「志免町の地域交流課が甲町内会長に提供する目的で本件個人情報を利用し」、「実際に甲町内会長にこれを提供したことは、本件条例7条1項5号に基づく取扱いとして適法である。』。

(B) について・「利用停止等の対象は実施機関の保有する個人情報であって、既に提供され外部機関が保有するに至った個人情報についてまで、実施機関に対して利用停止等を求めることができると定めるものではないと解される。』、「原告が甲町内会長の保有する本件個人情報を消去するよう処分行政庁に求める本件消去請求は、甲町内会長が処分行政庁（実施機関）の指揮監督下にあるとか、処分行政庁が甲町内会長に対してその保有する個人情報を消去するよう命ずることができるなど、甲町内会長の保有する本件個人情報が実質的に処分行政庁（実施機関）の保有するものといえる場合には適法であるが、甲町内会長が処分行政庁の指揮命令下にはない別機関であり、これへの情報提供が外部提供に当たる場合には、既に甲町内会長に外部提供された本件個人情報の消去を処分行政庁に求めることは、処分行政庁の保有しない個人情報の利用停止等を求めるものであって、本件条例27条1項の範囲を超えるものとして不適法となる。』。

3. 個人情報の外部提供

(1) 原則論：外部提供の制限

① 個人情報の外部提供

一般に、個人情報の「外部提供」とは、所管部局課が本来の業務目的で収集した個人情報を、行政機関（国）ないし実施機関（自治体）以外の者に、国や自治体組織を超えて提供することである。例えば、都道府県や区市町村の税務当局が「税務目的」で、あるいは、教育委員会が「教育目的」で収集した個人情報を、国や他の自治体、一般第三者に提供するなど、行政機関や実施機関、国や自治体組織といった枠組みを超えて個人情報を提供することに他ならない。こういった外部提供が本人の同意なくして自由に、かつ、何らの法的制限なく行われるならば、個人のプライバシーを侵害する危険が発生する。また、本人に予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせ、場合によっては外部提供によって、本人に精神的・財産的な不利益が生じうる。そこで、本件条例第7条1項も、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。」と規定している。

② 個人情報の保護

本件の世帯構成簿には、住所、世帯主並びに世帯員の氏名、性別及び生年月日が記載されており、まさに、個人の基本4情報に他ならない。また、転入・転出等住民基本台帳に係る個人情報が

町内会長に提供されている。これらの情報は、個人情報の中でも特に秘匿性の高いプライバシー情報（センシティブ情報）と言ってよい。周知のとおり、国にあっては「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」が、自治体にあっては「個人情報保護条例」が、そして、民間の個人情報取扱事業者を規制対象とする「個人情報保護法」が、それぞれ制定・施行されるに至っているが、これらの法律や条例は、個人情報について、その利用目的の制限、適正な収集、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保といった事項を基本的視座に置いている。特に、個人情報は個人のプライバシーとの関わりが極めて強いことから、行政機関ないし実施機関が本人の同意なくして個人情報を収集すること（本人外収集）のみならず、本人の同意なくして目的外利用・外部提供をすることが、原則として禁止されている。

（２）例外論：外部提供の許容性

① 本人の同意に基づく場合

確かに、個人情報の内容は本人に帰属するものであるから、本人の同意があれば、国や自治体による外部提供が可能となることは当然である。そこで、本件条例第7条1項2号は、「本人の同意があるとき」に外部提供が可能なることを規定している。例えば、災害時要援護者の個人情報を本人の同意を得て警察や自主防災組織等に提供する場合、あるいは、講演会等の事業にかかる参加者名簿を、本人の同意の下で、都道府県ないし市町村が発行する刊行物発行元に送付先名簿として提供する場合などが想定される。もっとも、本人が全面的に同意したわけではなく限定した部分で同意を行った場合には、当該限定部分に沿って外部提供が可能となる。いずれにしても、個人情報の外部提供は、原則として、本人の同意を得て行うことができると解すべきであり、自己情報コントロール権の実質的保障に留意すべきである。

② その他の場合

なお、本人の同意がない場合であっても、個人情報の外部提供が認められるという例外があることも事実である。ちなみに、本件条例第1条が「個人情報の適正な取扱いの確保」とともに、「個人の権利利益の保護及び町民に信頼される町政の適正な運営」を掲げ、他方、「個人情報保護法」の第1条も「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」と規定している。こういった趣旨・目的からすると、個人情報の取扱いは、プライバシーの保護のみならず、個人の生命・身体・財産という「権利利益の保護」とともに、「行政の適正かつ円滑な運営」及び「個人情報の有用性」という多方面から考慮されなければならない。

そこで、本件条例第7条1項によれば、前記第2号の「本人の同意があるとき」以外に、「法令等に定めがあるとき」（1号）、「出版、報道等により公にされているとき」（3号）、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」（4号）、「目的外利用又は外部提供する場合で、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」（5号）、そして、「前各号に掲げる

もののほか、実施機関が志免町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき」(6号)には、個人情報の外部提供も可能とされている。本件事例では、まさに、町内会長への本件個人情報の提供が、本件条例第7条5号に該当するか否かが争点となっている。

4. 本件個人情報の外部提供中止請求

(1) 「外部提供が所掌事務の遂行に必要な場合」に該当するか

① 町内会長の委嘱事務

まず、本件判決は、「町内会長への委嘱事務・・・(中略・筆者注)の内容及び性質に照らせば、当該町内会に属する者の転入・転出等住民基本台帳に係る個人情報の提供を受けてこれを保有することが所掌事務の遂行に必要なことは優に認められ」と判示している。ちなみに、「志免町町内会長等への委嘱に関する規則」の第3条によれば、町内会長等に委嘱することができる事務としては、「町からの広報及び行事予定表等周知文書の配布、回覧並びに提示に関すること」(1号)、「町からの各種調査等に関すること」(2号)、「社会貢献表彰候補者等の推薦に関すること」(3号)、「地域の環境美化に関すること」(4号)、「地域防犯及び地域防災に関すること」(5号)、「日赤募金及び共同募金に関すること」(6号)、「地域福祉活動と住民との協働事業の推進に関すること」(7号)、「関係住民から町の機関あての申請及び報告等の取りまとめに関すること」(8号)、「前8号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めること」(9号)が挙げられている。

問題となるのは、果たして町内会長が本件個人情報を利用することが、自治体の所掌事務、ひいては町内会長のどの委嘱事務の遂行に必要な場合に該当するかである。本件判決は、単に「委嘱事務の内容及び性質に照らせば」と述べているに過ぎず、どの委嘱事務において本件個人情報の利用が必要なのか、具体的な論旨展開を行っているわけではない。そこで、委嘱事務の「内容及び性質」を十分に吟味した上で、そして、どの委嘱事務において町内会長が本件個人情報を利用せざるを得ないのかを詳細に指摘した上で、実施機関であるYの行った外部提供中止請求に対する拒否決定を適法と判示すべきであったと思われる。例えば、町内会長による本件個人情報の利用事例としては、家族構成員の中に幼児、生徒や学生がいて通学路の安全を図る必要がある場合(前記第7条5号)、あるいは、ひとり暮らしの高齢者であって災害時要援護者に該当する人であるならば、震災や津波など緊急時において救難救助が必要な場合(前記第7条7号・9号)などが挙げられよう。本件判決では、こういった具体的な記述の欠落を見ており、委嘱事務の「内容及び性質」という観点よりはむしろ、町内会長の委嘱事務の「大量性」に着目した結果から導き出されたのではなかろうか。

② 外部提供の裁量判断適合性

本件事例で、Xは、プライバシー情報(センシティブ情報)が町内会長に提供されたこと、すなわち、私生活上の事柄、一般に知られていない情報、本人が公開を欲しないと思われる個人情報が、実施機関であるYから町内会長に提供された点に不満を有している。個人のプライバシー情報(セ

ンシティブ情報)は、安易にかつ漫然と外部提供されるべきものではない。もっとも、①で述べたように、町内会長が本件個人情報を利用することが、自治体の所掌事務、ひいては町内会長の委嘱事務の遂行に必要な場合も存在しうる。こういった観点からすると、Xが、「町内会長が本件個人情報を利用することは、所掌事務の遂行に必要なものには該当しない」との立証を行うには困難さが伴うものと思われる。いずれにしても、本人の同意なくして実施機関による個人情報の外部提供が可能とされるためには、「事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき」に限定すべきであり、実施機関たるYには、裁量権の制約が課される。本件事例のように、自治体から町内会長への個人情報の提供といった実務・慣行は、各自治体で従来から存在するように見受けられる⁽⁷⁾。本件判決では、個人情報取扱事務本来の目的以外で本件個人情報に記載されている個人情報を利用し、そして外部提供することが、社会一般の利益を図るために必要かつ正当と判断されたようである。

③ 外部提供の民主的正当性

個人情報を外部提供する実施機関側に裁量が認められる場合、実施機関としては、意図して外部提供を行うべきであろうか、それとも、外部提供を極力控えるべきであろうか。この点は、実施機関による外部提供の正当性判断に依拠することになる。本件事例のように、個人情報の保護を図ることよりも、公益性・公共性が優先されることもあろう。しかし、個人のプライバシー情報（センシティブ情報）の外部提供にかかわる場合には、実施機関には一層の慎重さが要求されるのである。そこで、本件条例第7条1項6号では、実施機関が個人情報保護審査会に事前に諮問をした後に、本人の同意なき個人情報の目的外利用・外部提供を可能とさせる仕組みが設けられている。これは、個人情報保護条例の恣意的な運用を回避するとともに、本人の同意なくして行われる目的外利用・外部提供について、客観的評価を受けるためのシステムに他ならない⁽⁸⁾。仮に、本件事例にあって、当該審査会への答申を経たならば、町内会長への本件個人情報の提供がより一層妥当性・民主性を有することになる。もっとも、当該審査会では、目的外利用・外部提供の必要性、緊急性及び相当性など、要件を厳格かつ厳正に判断されることが前提となっている。

(2) 「外部提供が本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合」に該当するか

① 町内会長の守秘義務

本件判決は、「町内会長が職務上の秘密保持義務を負っていること（本件委嘱規則第8条）にも照らせば、町内会長に上記個人情報を提供したとしても、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないものと認められる。」として、実施機関であるYが行った外部提供中止請求に対する拒否決定を適法と判示している。本人同意に基づかない外部提供が許容される場合として、本件条例第7条1項5号では、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」が規定されており、いわゆる「本人への利益考慮義務」が実施機関たるYに課されている。なぜなら、自治体からの個人情報の提供目的が仮に正しかったとしても、町内会長の本件個人情報の使われ方次第で

は、プライバシーの侵害に繋がることさえあり得るからである。

まさに、実施機関であるYが本件個人情報を町内会長に提供したとしても、町内会長が職務上の秘密保持義務を負っていることからして、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれはない」との本件判決の指摘は、妥当と考えられる。もっとも、本件委嘱規則によれば、単に、町内会長の報酬を特別職の職員の報酬と規定しているに過ぎない（第7条）。また、町内会長が、職務上の秘密保持義務を負っていることは確かであるが（第8条）、当該委嘱規則も含め、町内会長の守秘義務違反については、罰則規定が存在しない。このように、町内会長の「守秘義務」は、公法上の規定から出てくるものではなく、単に身分上・契約上の義務に過ぎないとみることも可能である。そうであるならば、町内会長が本件個人情報を外部に漏らし、住民のプライバシーを侵害することも十分に想定できることである。実施機関であるYは、こういった事例を想定しながら、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれ」があるか否かを判断すべきであろうか。既に述べたように、実務運営の必要性からすれば、こういった事例を考慮に入れなかったとして、実施機関側に責任を負わせることは酷と思われる。換言するならば、外部提供に相当な理由があるとして実施機関が「正当性」の判断を下した場合には、明らかな裁量権の逸脱や濫用が認められないかぎり、実施機関は法的責任を追及されるものではないと言えよう。いずれにしても、町内会長の守秘義務の徹底化のためには、本件委嘱規則を条例化して罰則規定を設けるなど、自治体は公法上の施策を模索することが望ましい。

② 情報受領者としての町内会長の責務

ところで、東京都個人情報保護条例第11条1項は、「実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。」として、安全確保措置を規定している。同様の規定は、「行政機関個人情報保護法」の第9条にも見られる。このように、国や自治体が個人情報を外部提供した場合に、情報受領者に対して一定の措置を講ずべき旨の規定が置かれている。これらの規定は、まさに、個人情報の漏洩防止を情報受領者に求めることによって、プライバシー侵害が発生することを未然に防止することにある。そこで、情報受領者を限定することのみならず、当該情報受領者に対しては、遵守事項の確認、第三者への再提供の制限、個人情報利用後の廃棄・返却、遵守状況の把握・報告、遵守されていない場合には個人情報の提供の停止や提供した個人情報の返還請求等の運用が企図されるべきである。仮に、本件条例に当該条項が盛り込まれていたら、志免町民からのプライバシー侵害という危機感は、少なからず払拭されていたと思われる。

5. 本件個人情報の利用中止請求・消去請求

（1）本件個人情報の利用中止請求

実施機関が利用中止請求を認めるか否かは、個人情報の利用ないし提供の実態によって異なってくるのであり、個人の権利利益の保護と行政目的の実現という公益の保護との比較衡量が必要とされる。本件判決は、この点を明確に論じているわけではないが、実施機関であるYから町内会長への本件個人情報の外部提供を適法・妥当と判断していることから、利用中止請求棄却決定を支持したと思われる。ちなみに、利用停止請求が認められるのは、目的外利用や外部提供が継続・反復して行われている場合ないし決定されている場合で、是正可能なときである。本件事例は、既に個人情報の利用・提供が終了してしまった事例であり、行政事件訴訟法第9条にいう「法律上の利益」として、利用中止請求拒否決定を取消訴訟で争うべき実益がないと言えよう。

そこで、今後行われるであろう目的外利用や外部提供を止めさせるためには、予防的差止めを行うことも可能と言えよう。なぜなら、平成17年からは、新たに差止訴訟が認められているからである。ちなみに、行政事件訴訟法第37条の4に規定されている「差止訴訟」の要件に着目すれば、原告X側が、町内会長への本件個人情報の提供が「公権力の行使」たる「処分」に該当すること、そして、当該処分によって「重大な損害を生ずるおそれがある」ことの十分な立証が必要である。それ以上に、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」がある場合には、同法第37条の5第2項に規定されている「仮の差止めの申立て」も利用可能と言えよう。

(2) 本件個人情報の消去請求

本件判決は、「町内会長は、地方公務員法4条2項により同法の適用を受けないから、処分行政庁の一般的な指揮命令権には服さず、ほかに甲町内会長に対し処分行政庁がその保有する個人情報の消去を命ずることができるなど、甲町内会長が保有する個人情報を実質的に処分行政庁が保有するものと認めるべき事情もない。」として、「既に甲町内会長に外部提供された本件個人情報の消去を求める本件消去請求は、本件条例第27条1項の範囲を超えるものとして不適法である」としながら、本件却下決定は適法である旨を論じている。確かに、町内会長が保有し、本件個人情報に記載されている個人情報の消去請求を実施機関であるYに対して行うには無理があり、判旨は正鵠を得ている。従って、Xとしては、町内会長が保有している本件個人情報の消去請求よりはむしろ、Yが保有している本件個人情報の消去請求を行うべきであったかと思われる。もっとも、既に指摘したように、本件個人情報を作成するか否か、外部提供をするか否かはY町の政策に関わる問題であり、当該作成行為及び外部提供行為が違法との批判は当を得ないものと見なされよう。したがって、本件個人情報の消去請求は法的（個人情報保護条例上）で認められないとしても、消去請求があった場合の（Xを含めた）住民に限って、実施機関であるYは、町内会長に対し事実上の措置として、本件個人情報利用停止のために付箋添付の指導、場合によっては、利用停止や削除そのものの指導も可能と解されよう。

6. おわりに

国や自治体は、国民・住民の福祉を向上させるため、多種多様なサービスを国民・住民に提供している。こういったサービスの量と質をより一層推進するためには、多くの個人情報が必要不可欠となっている。また、相互に関連ある業務においては、業務の迅速な運営のために、同一の個人情報を使用せざるを得ない場合もある⁽⁹⁾。こういった観点からすると、個人のプライバシーを侵害するものでない限り、行政が収集目的以外の業務に個人情報を利用したり外部提供することも、あながち非難の対象とされるものではなかろう。例えば、本件事例のように、公益性、公共性、緊急性及び相当性などを勘案した結果、法解釈論としては、自治体による町内会長への本件個人情報の提供も許容されるのでなかろうか。もっとも、本件事例のような取消訴訟が起きる背景には、町内会長への住民の信頼の欠如が挙げられよう。そうであるならば、法政策論として、個人情報保護の重要性に係る町内会長への研修の実施やより一層の啓発などを自治体が行って、住民から町内会長への信頼確保に努めること、あるいは、本件個人情報の内容として、生年月日及び性別つき「高校生・男子」や「中学生・女子」、「60歳代後半・男性」や「60歳代前半・女性」といった記述内容に工夫を凝らすなど、きめ細やかな配慮が必要となろう。

なお、町内会への加入や退会は本人の自由意思に任されるべきであるから、仮に本人の個人情報が町内会長へ知られなくなければ、町内会への加入を拒否したり、あるいは退会をすればいいのではないか、との見解もなり立ち得よう。しかし、町内会への加入・退会の意思と自治会長への本件個人情報交付への拒否意思とは切り離して考えるべきである。こういった見解は、目的と手段を取り違えており、的外れと言ってよからう。

以上

- (1) 例えば、①自動車学校の技能指導員であった原告が、経歴詐称等を理由として解雇され民事裁判が係属しているときに、弁護士法第23条の2に基づく照会に応じて京都市の中京区長が自己の前科等の犯罪歴を弁護士会に回答したのは違法であるとして、被告京都市に対し、国家賠償法第1条及び民法第723条に基づいて損害賠償（裁判では25万円が認容）と謝罪文の交付を請求した事例（最判昭和56年4月14日・民集35巻3号620号・判例時報1001号3頁・判例タイムズ442号55頁）、②愛媛県の山鳥坂ダム等に関する計画の賛否を問う住民投票条例の制定請求において、条例制定請求代表者から署名収集の委任を受けたとする原告らが、自己の氏名、住所及び生年月日の記載された受任者名簿が愛媛県大洲市情報公開条例に基づき大洲市長により情報公開請求者に対して公開されたため、プライバシーの権利が侵害されたと主張して大洲市に対しては国家賠償法第1条に基づいて、大洲市長に対しては民法第709条に基づいて損害賠償（裁判では大洲市に対して各々5万円が認容）を請求した事例（高松高判平成16年4月15日・判例タイムズ1150号125頁）、③東京都教育委員会の職員が作成した「服務事故報告書」「処分説明書」「発令通知書」「研修状況報告書」等を東京都議会議員3名に提供したために、東京都公立中学校の教員である原告がプライバシーを侵害されたと主張し、国家賠償法第1条及び第4条、民法第723条等に基づき、被告東京都に対し損害賠償（裁判では22万円が認容）及び東京都教育庁広報誌への謝罪文掲載を請求した事例（東京高判平成19年2月14日・判例タイムズ1264号158頁）などがある。裁判での結果を含め、詳しくは、拙稿「行政機関による個人情報の目的外利用・外部提供の制限と許容性に関する一考察」（中京ロイヤー第10

号) 31頁以下を参照。なお、私人間関係で個人情報の外部提供が問題とされ、損害賠償が請求された事例としては、最判平成15年9月12日(民集57巻8号973頁・判例時報1837号3頁・判例タイムズ1134号98頁)、当該判例の評釈としては枚挙に暇がないので、差しあたり、浜田純一「講演会参加者の名簿の開示とプライバシー—早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件」(『メディア判例百選』有斐閣・2005年)94頁～95頁、及びそこに掲げられている文献を参照。

- (2) 例えば、東京都小金井市の職員である原告が、小金井市個人情報保護条例に基づき自己の勤務状況等に関する情報について、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止を求める請求をしたところ、同市長がいずれの請求も拒否する旨の処分を行ったため、利用停止請求拒否決定及び消去請求拒否決定が裁判で争われた事例(東京地判平成16年6月25日・判例タイムズ1203号122頁)がある。詳しくは、拙稿「自治体保有個人情報の訂正請求・利用停止等請求及び措置決定に対する法的問題点考察」(中京ロイヤー第15号)15頁以下を参照。
- (3) 出典としては、『判例地方自治・第402号』(ぎょうせい・2016年)10頁以下を参照。
- (4) 福岡県志免町は福岡市に隣接する町であり、福岡市のベッドタウンとして、昭和40年代以降人口が増加している(志免町役場のホームページを参照)。こういった地域の特殊性のためか、志免町において、水道水供給契約拒否事件(最判平成11年1月21日・民集53巻1号13頁・判例時報1682号40頁・判例タイムズ1007号254頁)が起きたことは周知のとおりである、詳しくは、桑原勇進「水道水供給契約(2) - 水需要の逼迫と給水拒否」(『行政判例百選 [第5版]』有斐閣・2006年)194頁～195頁、及びそこに掲げられている文献を参照。
- (5) 町内会は、住民等によって組織される親睦・共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体、その集会・会合である。本稿では、「町内会」との文言を使用しているが、各自治体では「自治会」、「区域会」や「地域会」とされているものもあり、本稿の「町内会」と同義であることを付記しておきたい。
- (6) なお、本件事例では敗訴した原告が控訴しなかったため、第一審で確定するに至った。
- (7) なお、訴訟には至らなかったものの、自治体から町内会長等への個人情報の配布等などが社会問題・新聞報道された事例としては、奥津茂樹『個人情報保護の論点』(ぎょうせい・2003年)257頁を参照。
- (8) 審査会ないし審議会を経た外部提供の実例として、例えば、災害時要援護者情報、介護保険にかかる個人情報、徘徊高齢者の個人情報の外部提供などを挙げることができる。詳しくは、個人情報保護研究会編集『個人情報保護の管理・運用の実務(第2巻)』(新日本法規)501頁以下、奥津・前掲書256頁、拙稿・中京ロイヤー第10号43頁以下などを参照。
- (9) 周知のとおり、すべての国民に12桁の個別の管理番号をつけ、それに基づいて「社会保障分野」、「税務分野」や「災害分野」などで個人情報の管理を行うマイナンバー制度が、平成28年(2016年)1月から施行されている。
- (10) 最判平成17年4月26日(判例時報1897号10頁・判例タイムズ1182号160頁)、当該判例の評釈としては枚挙に暇がないので、差しあたり、前田雅子「自治会の法的性格と退会の自由」(『地方自治判例百選 [条4版]』有斐閣・2013年)12頁～13頁、及びそこに掲げられている文献を参照。